



県章

山形県公報

令和7年10月24日（金）

第650号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）…1054
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…同
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…1055

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護老人福祉施設の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1056
- 同……………（同）…同
- 指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………（同）…同
- 介護老人保健施設の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1057
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…1058
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1059
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…1060
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…1062
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…1063
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1065
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1066
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法……………（道路保全課）…同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………1067

公安委員会関係

規 則

- 警備業法施行細則の一部を改正する規則……………同

病院事業局関係

規 程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………1068

公 告

○一般競争入札の公告……………（税 政 課）…1070

規 則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第57号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第58号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

第37条第 1 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第59号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年 3 月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「幼児（）」を「幼児（第25条第 2 項の表及び）」に改める。

第25条第 2 項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第37条第 1 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第720号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人すはま会	花の里 指定訪問介護事業所 米沢市大字笹野170番地	訪 問 介 護	令和 7. 10. 1

山形県告示第721号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人すはま会	特別養護老人ホーム 花の里 米沢市大字笹野170番地	介護福祉施設サービス	令和 7. 10. 1

山形県告示第722号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢仏教興道会	花の里指定訪問介護事業所 米沢市大字笹野170番地	訪 問 介 護	令和 7. 9. 30
社会福祉法人米沢仏教興道会	花の里指定通所介護事業所 米沢市大字笹野170番地	通 所 介 護	同
社会福祉法人米沢仏教興道会	花の里指定短期入所生活介護事業所 米沢市大字笹野170番地	短期入所生活介護	同

山形県告示第723号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
小国町	小国町介護老人保健施設温身の郷 西置賜郡小国町あけぼの一丁目 1 番地	通所リハビリテーション	令和 7. 9. 30
小国町	小国町介護老人保健施設温身の郷 西置賜郡小国町あけぼの一丁目 1 番地	短期入所療養介護	同

山形県告示第724号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第91条の規定により、次の指定介護老人福祉施設は、その指定を辞退した。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の 開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力 発生年月日
社会福祉法人米沢仏教興道会	花の里指定介護老人福祉施設 米沢市大字笹野170番地	介護福祉施設サービス	令和 7. 9. 30

山形県告示第725号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第99条第 2 項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
小国町	小国町介護老人保健施設温身の郷 西置賜郡小国町あけぼの一丁目 1 番地	介護保健施設サービス	令和 7. 9. 30

山形県告示第726号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢仏教興道会	花の里指定短期入所生活介護事業所 米沢市大字笹野170番地	介護予防短期入所 生活介護	令和 7. 9. 30

山形県告示第727号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
小国町	小国町介護老人保健施設温身の郷 西置賜郡小国町あけぼの一丁目 1 番地	介護予防通所リハ ビリテーション	令和 7. 9. 30
小国町	小国町介護老人保健施設温身の郷 西置賜郡小国町あけぼの一丁目 1 番地	介護予防短期入所 療養介護	同

山形県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションシャンティさんゆう	米沢市西大通二丁目 2 番30号	令和 3. 3. 28
永 田 歯 科 医 院	上山市元城内 3 番62号	令和 7. 3. 19
か ほ く 紅 花 ク リ ニ ッ ク	西村山郡河北町谷地中央五丁目 9 番15号	同 4. 1
す み れ 薬 局	鶴岡市桂荒俣字下桂103	同
調剤薬局ツルハドラッグ鶴岡南店	鶴岡市文園町 5 番10号	同 6. 1
らふらんす薬局 鶴岡錦町店	鶴岡市錦町21番11号	同 8. 1
ほ さ か 窪 田 ク リ ニ ッ ク	米沢市窪田町窪田1306番地 1	同 10. 1
天 童 フ ァ ミ リ ー ク リ ニ ッ ク	天童市東久野本二丁目10番10号	同

丸 喜 薬 局 く ぼ た 店	米沢市窪田町窪田1302番地 2	同
在 宅 訪 問 薬 局 い わ	酒田市大町 7 番地16	同
ふ れ あ い 調 剤 薬 局 さ が え 店	寒河江市本町三丁目11番11号	同
お り づ る 薬 局 久 野 本 店	天童市東久野本二丁目10番 8 号	同

山形県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 （1）届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 さがえ店
寒河江市大字西根字下堰507

（2）変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークス薬局あすなろ	ユニスマイル薬局 さがえ店	令和 7. 8. 1

2 （1）届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 まいづる店
天童市鎌田本町三丁目 6 番23号

（2）変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークス薬局まいづる	ユニスマイル薬局 まいづる店	令和 7. 8. 1

3 （1）届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 ひがしね店
東根市さくらんぼ駅前二丁目10番 3 号

（2）変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
エムハート薬局ひがしね店	ユニスマイル薬局 ひがしね店	令和 7. 8. 1

- 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 ユニスマイル薬局 あいのもり店
 東置賜郡高畠町大字高畠字渋作239番地の10
- (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークス薬局あいのもり	ユニスマイル薬局 あいのもり店	令和 7. 8. 1

山形県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
新 庄 市 夜 間 休 日 診 療 所	新庄市堀端町3番33号	令和 5. 10. 4
ウエルシア薬局酒田ゆたか店	酒田市ゆたか一丁目15番地20	令和 7. 2. 28
永 田 歯 科 医 院	上山市元城内3番62号	同 3. 18
一般社団法人酒田地区薬剤師会 カイエイ薬局	酒田市千石町二丁目6番13号	同 3. 26
耳 鼻 咽 喉 科 た か ら だ ク リ ニ ッ ク	鶴岡市北茅原町1番21号	同 3. 31
か ほ く 紅 花 ク リ ニ ッ ク	西村山郡河北町谷地中央五丁目9番15号	同
す み れ 薬 局	鶴岡市桂荒俣字下桂103	同
ウエルシア薬局 酒田亀ヶ崎店	酒田市亀ヶ崎三丁目19番10号	同
あ さ ひ 薬 局	南陽市郡山877番地3	同
協 立 三 川 診 療 所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番9号	同 4. 1
ウエルシア薬局米沢中央5丁目店	米沢市中央五丁目2番50号	同 4. 20
武 田 医 院	鶴岡市東新斎町14番8号	同 4. 27
医 療 法 人 渡 辺 医 院	東根市大字羽入2821	同 4. 30
有 限 会 社 あ す な ろ 薬 局	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1072番地5	同

調剤薬局ツルハドラッグ鶴岡南店	鶴岡市文園町 5 番 10 号	同	5. 31
協立大山診療所	鶴岡市大山二丁目 26 番 3 号	同	6. 1
さとう眼科クリニック	酒田市亀ヶ崎五丁目 5 番 22 号	同	6. 30
本間医院	酒田市南千日町 10 番 48 号	同	
あい薬局亀ヶ崎店	酒田市亀ヶ崎五丁目 5 番 23 号	同	
トータルヘルスクリニック	南陽市柵塚 1180 番地 5	同	7. 1
アイン薬局鶴岡錦町店	鶴岡市錦町 21 番 11 号	同	7. 31
コスモ調剤薬局谷地店	西村山郡河北町谷地字月山堂 371 番地 3 センス河北 B 棟 106	同	
しおいクリニック	米沢市塩井町塩野 2057	同	8. 24

山形県告示第 731 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
小国町立病院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目 1 番地	令和 7. 9. 10

山形県告示第 732 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 （1）届出をした指定介護機関の名称及び所在地
吉村建装訪問介護事業部
米沢市城西四丁目 2 番 50 号
- （2）変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ヘルパーステーション イーズ	吉村建装訪問介護事業部	令和 7. 7. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

吉村建装訪問介護事業部
米沢市城西四丁目2番50号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市下小菅1074	米沢市城西四丁目2番50号	令和 7. 7. 1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 さがえ店
寒河江市大字西根字下堰507

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークス薬局あすなろ	ユニスマイル薬局 さがえ店	令和 7. 8. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 まいづる店
天童市鎌田本町三丁目6番23号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークス薬局まいづる	ユニスマイル薬局 まいづる店	令和 7. 8. 1

5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ユニスマイル薬局 あいのもり店
東置賜郡高畠町大字高畠字渋作299番地の10

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファーコス薬局 あいのもり	ユニスマイル薬局 あいのもり店	令和 7. 8. 1

山形県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
永田歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	上山市元城内3番62号	令和 7. 3. 18
協立三川診療所	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東田川郡三川町横山字袖東4番9号	同 4. 1
前田歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市淀川町7番11号	同 5. 31
ヘルパーステーションそよ風の森	訪問介護	鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	同
デイホームそよ風の森デイサービス	通所介護	鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	同
協立大山診療所	居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	鶴岡市大山二丁目26番3号	同 6. 1
ケアセンターマロニエ	訪問介護	米沢市徳町210番地の1	同 6. 30
デイサービス ひいらぎ	通所介護	米沢市徳町210番地の1	同
あおぞら福祉用具事業所	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	米沢市徳町210番地の1	同

コスモ調剤薬局谷地店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	西村山郡河北町谷地字月山堂371番地 3 センス河北B棟106	同	7.31
------------	------------------------------	------------------------------------	---	------

山形県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
小 川 崇 司	舟橋マッサージ	寒河江市大字寒河江字小和田44番地の3	令和 7. 6. 20
佐 藤 や より	訪問マッサージなりケ ア酒田	酒田市大町5番18号 コーポアメニティ 103	同 7. 10

山形県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 （1）届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

齋藤 茂

訪問出張専従（齋藤 茂）

東田川郡三川町大字助川字北畑74

- （2）変更の内容

指定施術機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ここみ訪問マッサージ仙台	訪問出張専従（齋藤 茂）	令和元. 6. 15

- 2 （1）届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

齋藤 茂

訪問出張専従（齋藤 茂）

東田川郡三川町大字助川字北畑74

- （2）変更の内容

指定施術機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮城県仙台市泉区野村字下西河原3番地 の6	東田川郡三川町大字助川字北畑74	令和元. 6. 15

- 3 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 福士 愛花
 訪問マッサージなりケア酒田
 酒田市大町 5 番18号 コーポアメニティ103

(2) 変更の内容

指定施術機関の氏名		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
五十嵐 愛花	福士 愛花	令和 7. 2. 12

- 4 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 齋藤 茂
 訪問出張専従（齋藤 茂）
 訪問マッサージなりケア酒田
 東田川郡三川町大字助川字北畑74
 酒田市大町 5 番18号 コーポアメニティ103

(2) 変更の内容

指定施術機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問出張専従（齋藤 茂）	訪問出張専従（齋藤 茂） 訪問マッサージなりケア酒田	令和 7. 7. 1

- 5 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 齋藤 茂
 訪問出張専従（齋藤 茂）
 訪問マッサージなりケア酒田
 東田川郡三川町大字助川字北畑74
 酒田市大町 5 番18号 コーポアメニティ103

(2) 変更の内容

指定施術機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東田川郡三川町大字助川字北畑74	東田川郡三川町大字助川字北畑74 酒田市大町 5 番18号 コーポアメニティ103	令和 7. 7. 1

- 6 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
 藤原 春美
 在宅訪問マッサージあいので新庄店
 在宅訪問マッサージあいので仙台店
 最上郡鮭川村大字石名坂63番地
 宮城県仙台市宮城野区宮千代一丁目 2 番13号 オルゴグラート101

(2) 変更の内容

施術所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅訪問マッサージあいにて新庄店	在宅訪問マッサージあいにて新庄店 在宅訪問マッサージあいにて仙台店	令和 7. 9. 1

7 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

藤原 春美
在宅訪問マッサージあいにて新庄店
在宅訪問マッサージあいにて仙台店
最上郡鮭川村大字石名坂63番地
宮城県仙台市宮城野区宮千代一丁目 2 番13号 オルゴグラート101

(2) 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
最上郡鮭川村大字石名坂63番地	最上郡鮭川村大字石名坂63番地 宮城県仙台市宮城野区宮千代一丁目 2 番13号 オルゴグラート101	令和 7. 9. 1

山形県告示第736号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市大網地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年 9 月30日から同年12月12日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3 級基準点測量）

山形県告示第737号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年10月14日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡戸沢村大字松坂地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年10月20日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第739号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 4 項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 2 項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番 3	飽海郡遊佐町北目字田屋敷 7 番 2
主要地方道山形天童線	天童市大字乱川字下川原1102番16地先	天童市大字乱川字下川原598番 2
一般県道東根尾花沢線	東根市神町南一丁目9337番 2	東根市神町中央二丁目9087番27
一般県道山形空港線	東根市神町西四丁目340番227	東根市神町中央二丁目9087番10

- 2 指定する期日 令和 7 年10月27日
- 3 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

イ 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道 路	交 差 点	道 路
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目	一般国道345号
一般県道東根尾花沢線	東根市神町	一般県道山形空港線

ロ 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道 路	交 差 点	道 路
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目	一般国道345号
一般県道山形空港線	東根市神町	一般県道東根尾花沢線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第12号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第23条中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会関係

規 則

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会規則第11号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成18年 1 月県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の表中	7 国道121号	を
	8 国道286号	
	9 国道287号	
	10 国道345号	
	11 国道347号	

12 国道348号

13 国道458号

14 県道1号（米沢高畠線）

15 県道16号（山形停車場線）

16 県道19号（山形山寺線）

7 国道286号

8 国道287号

9 国道345号

10 国道347号

11 国道348号

12 国道458号

13 県道1号（米沢高畠線）

14 県道16号（山形停車場線）

15 県道19号（山形山寺線）

16 県道20号（山形羽入線）

に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

病院事業局関係**規 程****山形県病院事業管理規程第14号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月24日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

入院室使用料（山形県立病院の管理の都合により、院長が特に入室させる場合を除く。）	助産に係る診療等を受ける場合	2人室	1人で使用する 場合	1日につき	2,600円
			2人で使用する 場合	1人1日につき	1,300円
		1人室A		1日につき	4,100円
		1人室B		1日につき	2,600円
		1人室（精神病床）		1日につき	3,100円
		特別室S		1日につき	20,000円
		特別室A		1日につき	10,700円
		特別室B		1日につき	7,500円
		特別室C		1日につき	5,000円
		特別室（精神病床）		1日につき	10,800円
		LDR室		1日につき	14,000円
		緩和ケア室A		1日につき	10,700円
		緩和ケア室B		1日につき	5,100円
	上記以外の場合	2人室	1人で使用する 場合	1日につき	2,860円
			2人で使用する 場合	1人1日につき	1,430円
		1人室A		1日につき	4,510円
		1人室B		1日につき	2,860円
		1人室（精神病床）		1日につき	3,410円
		特別室S		1日につき	22,000円
		特別室A		1日につき	11,770円
		特別室B		1日につき	8,250円
		特別室C		1日につき	5,500円
		特別室（精神病床）		1日につき	11,880円
		LDR室		1日につき	15,400円
		緩和ケア室A		1日につき	11,770円
		緩和ケア室B		1日につき	5,610円

を

入院室使用料（山形県立病院の管理の都合により、院長が特に入室させる場合を除く。）	助産に係る診療等を受ける場合	2人室	1人で使用する 場合	1日につき	3,600円
			2人で使用する 場合	1人1日につき	1,800円
		1人室A		1日につき	5,100円
		1人室B		1日につき	3,600円
		1人室（精神病床）		1日につき	3,100円
		特別室S		1日につき	22,000円
		特別室A		1日につき	12,700円
		特別室B		1日につき	6,000円
		特別室（精神病床）		1日につき	10,800円
		LDR室		1日につき	14,000円
		緩和ケア室A		1日につき	12,700円
		緩和ケア室B		1日につき	5,100円
	上記以外の場合	2人室	1人で使用する 場合	1日につき	3,960円
			2人で使用する 場合	1人1日につき	1,980円

に

	1 人室 A	1 日につき	5,610円
	1 人室 B	1 日につき	3,960円
	1 人室（精神病床）	1 日につき	3,410円
	特別室 S	1 日につき	24,200円
	特別室 A	1 日につき	13,970円
	特別室 B	1 日につき	6,600円
	特別室（精神病床）	1 日につき	11,880円
	L D R 室	1 日につき	15,400円
	緩和ケア室 A	1 日につき	13,970円
	緩和ケア室 B	1 日につき	5,610円

居宅療養管理指導費		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表第 5 居宅療養管理指導費の項に定める単位により算定した額	を
居宅療養管理指導費		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表第 5 居宅療養管理指導費の項に定める単位により算定した額	に改める。
がん関連遺伝子のシングルサイト解析	1 箇所の場合	11,440円	
	複数箇所の場合	11,440円に 2 箇所以上 1 箇所を増すごとに 3,300円を加算した額	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、入院室使用料については、令和 7 年12月 1 日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、山形県税務総合電算システム運用支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁入札室（2 階）
- (2) 日時 令和 7 年12月 4 日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム運用支援業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和10年12月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001)の基準に適合することによる認証を受けていること。

- (6) 過去5年以内に於いて、都道府県税事務全般に関するシステム運用支援業務を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務システム担当 電話番号023(630)2096

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年11月14日（金）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（月）午後3時までに山形県総務部税政課税務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類申請書を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Operation management and support services for Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 4, 2025
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2096